

北海道環境マネジメントシステムスタンダード －システム規格書－

《 3 版 》



エイチ・イー・エス推進機構 発行

目 次

序文	2
1. 北海道環境マネジメントシステムスタンダードの基本方針	3
2. 北海道環境マネジメントシステムスタンダードの構築と運用の概要	4
3. 北海道環境マネジメントシステムスタンダードが適用する範囲	5
4. 北海道環境マネジメントシステムスタンダード要求事項	6
4.1 組織及びその状況の理解（ステップ2）.....	6
4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解（ステップ2）.....	6
4.3 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定（共通）.....	7
4.4 環境マネジメントシステム（共通）.....	7
5. リーダーシップ	8
5.1 リーダーシップ（共通）.....	8
5.2 環境に関する基本方針	9
5.3 実施及び運用するための体制と責任（共通）.....	9
6 環境に関する各種取り組みの計画	10
6.1 リスク及び機会	10
6.1.1 環境マネジメントシステム運用における配慮（ステップ2）.....	10
6.1.2 環境影響要因（共通）.....	10
6.1.3 順守義務（共通）.....	11
6.1.4 取り組みの計画策定（ステップ2）.....	11
6.2 環境目標及びそれを達成するための計画策定	11
6.2.1 環境目標（共通）.....	11
6.2.2 環境目標の設定及び環境目標達成のための具体的な計画（共通）.....	12
7 支援	12
7.1 資源（共通）.....	12
7.2 力量、教育訓練（共通）.....	12
7.3 組織で働く人の認識（共通）.....	13
7.4 環境に関する情報のやりとり（共通）.....	13
7.5 文書化した情報	13
7.5.1 文書化	13
7.5.2 文書化した情報の作成及び更新（ステップ2）.....	13
7.5.3 文書化した情報の管理（共通）.....	14
8 運用	14
8.1 運用の計画及び管理（共通）.....	14
8.2 緊急事態への準備及び対応（共通）.....	15
9 パフォーマンス評価	15
9.1 監視、測定、評価	15
9.1.1 実施及び運用項目の監視と測定（共通）.....	15
9.1.2 順守評価（共通）.....	15
9.2 自己評価	16
9.2.1 自己評価の実施（ステップ2）.....	16
9.2.2 自己評価プログラム（ステップ2）.....	16
9.3 最高責任者による評価（マネジメントレビュー）（共通）.....	16
10 改善	17
10.1 改善の取り組み（共通）.....	17
10.2 不適合があった場合の是正処置（ステップ2）.....	17
10.3 継続的改善（共通）.....	17

- 序 文 -

経済の高度成長は、大量生産・大量消費・大量破壊という社会経済システムを作り出し、人類に便利で快適な暮らしを提供してきましたが、その反面、自然環境に多大な負荷を与え続け、地球温暖化やダイオキシン等の有害物質・大量の廃棄物発生へとつながり、私たちを取り巻く地域の環境のみならず地球全体の環境をも脅かすものとなってきています。

北海道に住む私達は、豊かで優れた自然環境に恵まれたこの大地から数多くの恩恵を受けてきましたが、この恵まれた環境を全ての人の財産として将来へ引き継いでいく責務を有しており、そのためには、今までのような20世紀型の社会経済システムから「環境の世紀」にふさわしい最適生産・最適消費・最少廃棄の社会である「持続可能な循環型社会」へと変えていかなければなりません。

このような社会の構築に向けては、個々の活動に留まらず、事業者、消費者、行政などが一体となって、問題解決のための具体的な行動を起こすことが重要となってきています。特に社会経済活動の中心となる企業活動においては、環境問題の深刻化に伴い、エネルギー対策・産業廃棄物等をはじめとする環境への取り組み姿勢が企業の存続にとって大きな課題となってきており、近年、その取り組みは「社会貢献の一つ」から「企業の業績を左右する重要な要素」あるいは「企業の重要な戦略の一つ」として事業活動の中に取り組みでいく動きが拡大しつつあり、事業者の環境経営の重要性に対する認識が、環境の保全とともに地域経済の活性化を可能とするものと考えられます。

組織における環境への取り組みについては、ISO14001に代表される国際的な共通の規格に基づき、公正な観点から企業や団体の環境への取り組みを客観的に評価し、認証するシステムが標準化されており、認証取得する組織も増えてきておりますが、グローバルスタンダードとしてのISO14001の規格は、規模的・経済的・時間的等さまざまな理由で認証取得に直ちに取り組み難い組織が多くあることもまた事実です。

このため、このような状況を打開し、環境問題へ積極的に取り組む組織の底辺拡大を進め、環境と経済の両立を図るとともに、環境活動の輪を広げ、次世代へ良好な環境を継承することができるよう、中小企業や各種団体等多くの組織が容易に取り組めるローカルスタンダードとして構築したのが「北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)」です。

このHESの規格は、ISO14001を基本としながら、内容や表現を平易なものとし、ステップ1「環境問題に取り組み始めた段階」とステップ2「将来、ISO14001の認証取得を目標にする段階」の2段階に分かれており、組織の実態に即した取り組みが可能となっています。

北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES) ーシステム規格ー

1. 北海道環境マネジメントシステムスタンダードの基本方針

北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)は、地球に優しい企業・行政機関・各種団体等を認証し活動を支援することにより、環境問題へ積極的に取り組む組織の底辺拡大を進め、環境と経済の両立を追求します。

さらに、北海道や市町村が策定した「環境基本計画」の道民レベルにおける実践活動の一翼を担い、環境活動の輪を積極的に広げ、環境先進地の実現を目指した行動を展開し、次世代へ良好な環境を継承するため努力します。

- (1) ISO14001の規格を基本とします。
- (2) 認証取得の目的は、環境活動を日常的に取り組み、地域社会で認知されるものとします。
- (3) 多くの組織(企業・行政機関・各種団体等)が導入出来るものとします。
- (4) 規格の内容や表現が、平易で取り組み易いものとします。
 - ステップ1：環境問題に取り組み始めた段階
 - ステップ2：将来「ISO14001」の認証取得を目標にする段階

2. 北海道環境マネジメントシステムスタンダードの構築と運用の概要

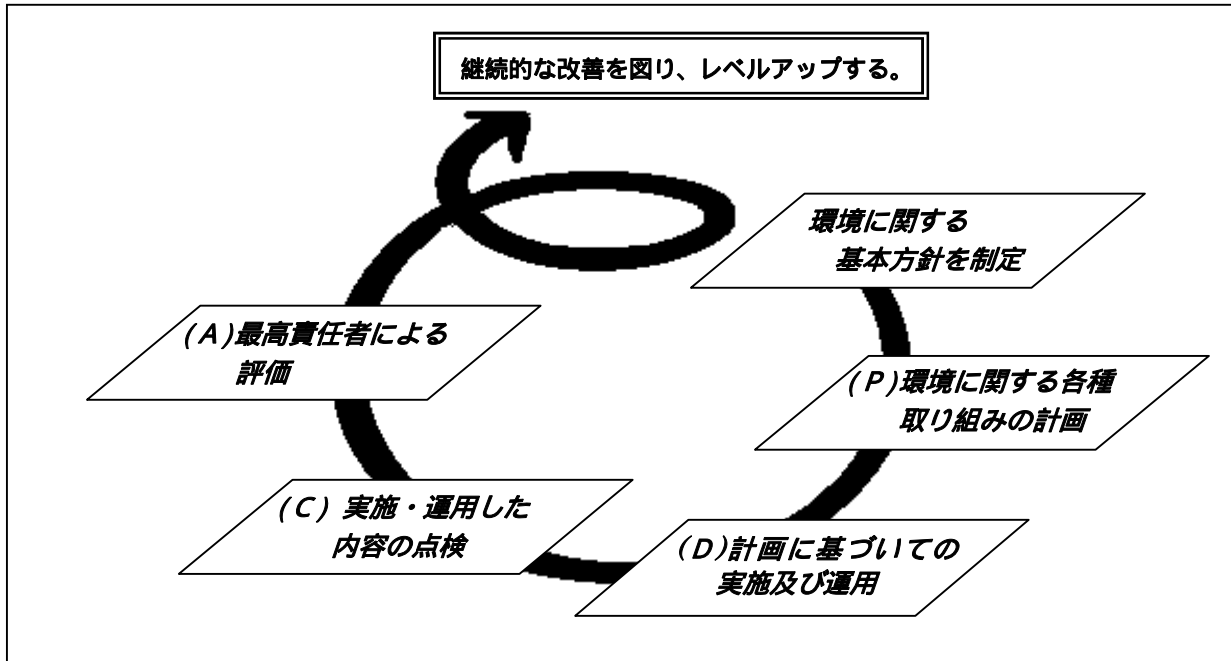


図1 北海道環境マネジメントシステムスタンダードのシステムイメージ

この規格は、「図1 北海道環境マネジメントシステムスタンダードのシステムイメージ」にあるように、構築・運用ともに、**P・D・C・A**というサイクルを回し続けることにより、継続的な改善を図り、全体をレベルアップしていくものであります。

まず、HESを認証取得する組織（企業・行政機関・各種団体等）において、最高責任者が「環境に関する基本方針」を策定して、今後組織が取り組むべき方向性を示します。

策定された基本方針は、HESを運用していく上での“核”となりますので、組織の全員に周知して全員が一丸となって同じ方向性で取り組まなければなりません。

次に策定された基本方針に基づき、「**P**：環境に関する各種取り組みの計画」を立てることになります。

これは、自組織の環境に良いところ・悪いところを洗い出し、それに対して何をすべきなのかを確実にし、そのための計画を立てることにより、準備を進めることです。

「**D**：計画に基づいての実施及び運用」は、計画を立て準備した環境への取り組みについて実際に実施することをいいます。

「**C**：実施・運用した内容の点検」では、計画に基づき実施した内容について監視及び測定し、その結果が当初予定していた成果を満たさなかった場合には、改善策を実施します。

これらの監視及び測定結果と、その評価した内容等を組織の最高責任者に報告し、それらの情報を基に実施するのが「**A**：最高責任者による評価」です。

組織の最高責任者は、「**C**：実施・運用した内容の点検」から得た情報を基に、「環境に関する基本方針」及び「**P**：環境に関する各種取り組みの計画」の変更の必要性を判断し、見直しの指示を出します。

これら一定のサイクル（**P・D・C・A**）を回し続けることにより、継続的な改善が図られ組織の環境マネジメントシステム自体がどんどんレベルアップしていくのです。

3. 北海道環境マネジメントシステムスタンダードを適用する範囲

(1) この規格の機能

規格を2段階に分けることにより、組織（企業・行政機関・各種団体等）の規模やニーズに合わせた環境に関する取り組みが展開出来ます。

ステップ1：環境問題についての取り組みが初めての組織向け。

規格内容もステップ2と比較して簡易であり、取り組みやすい初級編。

ステップ2：何らかの形で環境問題について取り組んでいる、又は将来ISO14001の認証取得を目指す組織向け。

規格内容は、ほぼISO14001:2015に準じている。

(2) 適用される組織（ステップ1・ステップ2共通）

この規格は、次の事項を実施しようとするどの組織にも適用できます。

北海道環境マネジメントシステムスタンダードを構築し、維持し、継続的に改善する。

環境に関する取り組みについての基本方針を制定し、組織の内外にその内容を周知・公表する。

エイチ・イー・エス推進機構の審査を受け、登録されることを求める。

(3) 組織の活動においてこの規格が該当する範囲（ステップ1・ステップ2共通）

組織自らが管理出来る直接的・間接的な範囲において、環境に関して「良いところ」「悪いところ」があると想定される「業務」「物」「エネルギー」「提供サービス」等に適用します。

4 . 北海道環境マネジメントシステムスタンダード要求事項

4 . 1 組織及びその状況の理解

ステップ1	ステップ2
<p style="text-align: center;">規格の要求なし</p>	<p>組織^(*1)は、経営上あるいは事業上の目的に関連し、かつ、環境マネジメントシステムの意図した成果^(*2)を達成する組織の能力に影響を与える課題を明確にする。</p>

【用語解説】

* 1 組織

自らの目的を達成するために、責任、権限及び相互関係を伴う独自の機能をもつ、個人又は人々の集まり。

* 2 意図した成果

意図した成果には、環境目標の達成、法規制の順守を満たすこと、運用実績の向上を含む。

4 . 2 利害関係者のニーズ及び期待の理解

ステップ1	ステップ2
<p style="text-align: center;">規格の要求なし</p>	<p>組織は、次の事項を明確にする。 環境マネジメントシステムに関する利害関係者^(*1) それらの利害関係者の関連するニーズ及び期待。 それらはニーズ及び期待のうち、組織の順守義務となるもの。</p>

【用語解説】

* 1 利害関係者

ある決定事項若しくは活動に影響を与え得るか、その影響を受け得るか、又はその影響を受けると認識している個人又は組織。

(例：顧客、コミュニティ、供給者、規制当局、投資家、非政府組織、従業員)

4.3 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定

ステップ1	ステップ2
<p>組織は、HESの適用範囲を定めるときには次の事項を考慮して、適用範囲を定め、文書化する。</p> <p>組織の単位、機能及びサービス。</p> <p>組織の活動、製品及びサービス。</p> <p>管理し影響を及ぼす、組織の権限及び能力</p> <p>適用範囲が定めれば、その適用範囲の中にある組織の全ての活動、製品及びサービスは、環境マネジメントシステムに含まれている必要がある。</p>	<p>組織は、HESの適用範囲を定めるときに次の事項を考慮して、適用範囲を定め、文書化する。</p> <p>4.1に規定する外部及び内部の課題。</p> <p>4.2に規定する順守義務。</p> <p>組織の単位、機能及びサービス。</p> <p>組織の活動、製品及びサービス。</p> <p>管理し影響を及ぼす、組織の権限及び能力。</p> <p>適用範囲が定めれば、その適用範囲の中にある組織の全ての活動、製品及びサービスは、環境マネジメントシステムに含まれている必要がある。</p>

4.4 環境マネジメントシステム

ステップ1	ステップ2
<p>組織は、規格の要求事項^(*1)に従って環境マネジメントシステムを構築して継続的に維持改善する。</p>	<p>組織は、規格の要求事項^(*1)に従って、環境目標と環境パフォーマンス^(*2)の向上を含む意図した成果を達成するため、環境マネジメントシステムを構築して継続的に維持改善する。</p>

【用語解説】

*1 要求事項

HESの規格の中で、「～する」と表現される事項。

*2 環境パフォーマンス

環境影響要因のマネジメントに関連するパフォーマンス。

(環境マネジメントシステムでは、結果は、組織の環境方針、環境目標、又はその他の基準に対して、指標を用いて測定可能である)

5. リーダーシップ

5.1 リーダーシップ

ステップ1	ステップ2
<p>組織の最高責任者は、次に示す事項で、環境マネジメントシステムについて、リーダーシップを取らなければならない。</p> <p>環境マネジメントシステムの有効性についての説明責任。</p> <p>環境に関する基本方針^(*1)及び環境目標を確立し、それらが組織の戦略的な方向性及び組織の状況と両立することを確実にする。</p> <p>組織の事業活動への環境マネジメントシステム要求事項の統合を確実にする。</p> <p>環境マネジメントシステムに必要な資源^(*2)が利用可能であることを確実にする。</p> <p>環境マネジメントシステムがその意図した成果を達成する事を確実にする。</p> <p>継続的改善^(*3)を促進する。</p>	<p>組織の最高責任者は、次に示す事項で、環境マネジメントシステムについて、リーダーシップを取らなければならない。</p> <p>環境マネジメントシステムの有効性についての説明責任。</p> <p>環境に関する基本方針^(*1)及び環境目標を確立し、それらが組織の戦略的な方向性及び組織の状況と両立することを確実にする。</p> <p>組織の事業活動への環境マネジメントシステム要求事項の統合を確実にする。</p> <p>環境マネジメントシステムに必要な資源^(*2)が利用可能であることを確実にする。</p> <p>有効な環境マネジメントシステム及び環境マネジメントシステム要求事項への適合の重要性を伝達する。</p> <p>環境マネジメントシステムがその意図した成果を達成する事を確実にする。</p> <p>環境マネジメントシステムの有効性に寄与するよう人々を指揮し、支援する。</p> <p>継続的改善^(*3)を促進する。</p>

【用語解説】

* 1 環境に関する基本方針

経営者によって正式に表明された、環境パフォーマンスに関する、組織の意図及び報告付け。

* 2 資源

資源には、人的資源及び専門的スキル、インフラストラクチャー、技術並びに資金を含む。

* 3 継続的改善

組織が環境に対する取り組みを展開し、環境改善を達成するために繰り返し行う環境マネジメントシステムを向上させるプロセス。

5.2 環境に関する基本方針

ステップ1	ステップ2
<p>組織の最高責任者は、次の事項を確実にした環境に関する基本方針を定めて文書化し、実行する。</p> <p>組織の目的や組織の規模・業種・事業内容・特色が明確であり、生産・消費・製品・サービスの性質、並びにそれらの活動等から生じた、環境影響要因に見合った内容である。</p> <p>環境改善に関する環境目標を設定し、定期的に見直しをすることを明確にする。</p> <p><u>汚染の予防</u>^(*1)、及び組織の状況に関連するその他の固有な約束を含む。</p> <p>環境に関連する法的及び組織が同意するその他の要求事項の順守義務を満たすことの約束を含む。</p> <p>環境パフォーマンスを向上させるための継続的改善の約束を含む。</p> <p>全従業員に周知される。</p> <p>外部の方が入手可能である。</p>	<p>組織の最高責任者は、次の事項を確実にした環境に関する基本方針を定めて文書化し、実行する。</p> <p>組織の目的や組織の規模・業種・事業内容・特色が明確であり、生産・消費・製品・サービスの性質、並びにそれらの活動等から生じた、環境影響要因に見合った内容である。</p> <p>環境改善に関する環境目標を設定し、定期的に見直しをすることを明確にする。</p> <p><u>汚染の予防</u>^(*1)、及び組織の状況に関連するその他の固有な約束を含む。</p> <p>環境に関連する法的及び組織が同意するその他の要求事項の順守義務を満たすことの約束を含む。</p> <p>環境パフォーマンスを向上させるための継続的改善の約束を含む。</p> <p>全従業員に周知される。</p> <p>外部の方が入手可能である。</p> <p>地域での環境保全活動に対する関わりを含む。</p>

【用語解説】

* 1 汚染予防

有害な環境影響要因を低減するために、様々な種類の汚染物質又は廃棄物の発生、排出又は放出を回避、低減又は管理するためのプロセス、操作、技法、材料、製品、サービス又はエネルギーを使用すること。（汚染の予防には、発生源の低減若しくは排除、プロセスや製品若しくはサービスの変更、資源の効果的な使用、代替材料及び代替エネルギーの利用、再利用、回収、リサイクル、再生又は処理が含まれ得る）

5.3 実施及び運用するための体制と責任

ステップ1	ステップ2
<p>最高責任者は、効果的な環境マネジメントシステムを実行するための役割に対して、責任及び権限を割り当てし、全員に周知する。</p>	<p>最高責任者は、効果的な環境マネジメントシステムを実行するための役割に対して、次の事項について責任及び権限を割り当てし、全員に周知する。</p> <p>環境マネジメントシステムの要求事項を満たす仕組みを作成し、実施し管理する。</p> <p>継続的改善による環境パフォーマンスを含む環境マネジメントシステムの成果を最高責任者に報告する。</p>

6 環境に関する各種取り組みの計画
 6.1 リスク及び機会
 6.1.1 環境マネジメントシステム運用における配慮

ステップ1	ステップ2
<p style="text-align: center;">規格外の要求なし</p>	<p>組織は、環境マネジメントシステム運用において次の事項を明確にし、配慮する。また、必要な場合には、措置を決定し、実施する。</p> <p>環境マネジメントシステムの意図した成果を達成する組織の能力に影響を与えるリスク及び機会^(*)。</p> <p>環境マネジメントシステムに関連した利害関係者のニーズ及び期待、並びにそれらに関する組織の順守義務。</p>

【用語解説】

*1 リスク及び機会

潜在的で有害な影響（脅威）をもたらす得るもの及び潜在的で有益な影響（機会）をもたらす得るもの。

6.1.2 環境影響要因

ステップ1	ステップ2
<p>組織は、組織が管理できる範囲で、環境影響要因^(*)を特定し、著しい環境影響要因^(*)を決定する手順及びその結果を文書化する。</p> <p>環境影響要因を特定するとき、組織は計画したまたは新規の開発、並びに新規のまたは変更された活動、製品、サービス及び予見できる緊急事態を考慮に入れる。</p> <p>なお、決定した著しい環境影響要因は、環境目標を設定する際に配慮する。</p> <p>[参考]環境影響要因を取り上げるにあたっては、次の項目を考慮すると良い。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大気への放出 水への排出 土地への排出 原材料及び天然資源の利用 エネルギーの使用 放出エネルギー、例えば、熱、放射、振動 廃棄物及び副産物 その他の環境問題 	<p>組織は、組織が管理できる範囲で、環境影響要因^(*)を特定し、著しい環境影響要因^(*)を決定する手順及びその結果を文書化する。</p> <p>環境影響要因を特定するとき、組織は計画したまたは新規の開発、並びに新規のまたは変更された活動、製品、サービス及び非通常の状況や予見できる緊急事態を考慮に入れる。</p> <p>なお、決定した著しい環境影響要因は、環境目標を設定する際に配慮する。</p> <p>[参考]環境影響要因を取り上げるにあたっては、次の項目を考慮すると良い。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大気への放出 水への排出 土地への排出 原材料及び天然資源の利用 エネルギーの使用 放出エネルギー、例えば、熱、放射、振動 廃棄物及び副産物 その他の環境問題

【用語解説】

*1 環境影響要因

環境に影響を与える「悪い要因」「良い要因」とも含む。

*2 著しい環境影響要因

環境に著しい影響を与える、又はその可能性のある要因。

6.1.3 順守義務

ステップ1	ステップ2
<p>組織は、環境影響要因に関連する法的及び組織が同意するその他の要求事項^{(*)1}の順守義務^{(*)2}を特定する。</p> <p>組織は、特定した順守義務の最新のものが参照できるよう文書化する。</p>	<p>組織は、環境影響要因に関連する法的及び組織が同意するその他の要求事項^{(*)1}の順守義務^{(*)2}を特定し、環境影響要因との関連性を明確にして文書化する。</p> <p>なお、環境マネジメントシステムを継続的に改善するときに、これら順守義務を考慮に入れる。</p> <p>組織は、特定した順守義務の最新のものが参照できるようにする。</p>

【用語解説】

* 1 組織が同意するその他の要求事項

法的以外の行政との協定・利害関係者からの要求事項・上位組織からの要求事項等をいい、組織が順守すると決めたものをいう。

* 2 順守義務

組織が順守しなければならない法的要求事項及び組織が同意するその他の要求事項。

6.1.4 取り組みの計画策定

ステップ1	ステップ2
<p style="text-align: center;">規格の要求なし</p>	<p>組織は、次の事項を計画する。</p> <p>著しい環境影響要因、順守義務、特定したリスク及び機会への取り組み。</p> <p>その取り組みの環境マネジメントシステムプロセス又は他の事業プロセスへの統合及び実施。</p> <p>その取り組みの有効性の評価。</p>

6.2 環境目標及びそれを達成するための計画策定

6.2.1 環境目標

ステップ1	ステップ2
<p>組織は、著しい環境影響要因及び順守義務を考慮に入れ、かつ、組織全体で環境目標を設定し、文書化する。</p> <p>また、設定する際は、次の項目を満たしていること。</p> <p>環境に関する基本方針と整合している。</p> <p>可能な限り数値化する。</p> <p>全員に周知する。</p> <p>必要に応じて見直し、更新する。</p>	<p>組織は、著しい環境影響要因及び順守義務を考慮に入れ、かつ、リスク及び機会を考慮し、組織全体及び階層で環境目標を設定し、文書化する。</p> <p>また、設定する際は、次の項目を満たしていること。</p> <p>環境に関する基本方針と整合している。</p> <p>可能な限り数値化する。</p> <p>全員に周知する。</p> <p>必要に応じて見直し、更新する。</p>

6.2.2 環境目標の設定及び環境目標達成のための具体的な計画

ステップ1	ステップ2
<p>組織は、次の事項を含んだ具体的な計画を策定し、文書化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な実施事項と日程。 環境目標達成に必要な資源。 環境目標達成の実行責任者。 環境目標達成期限。 環境目標の達成進捗の指標を含む結果の評価方法。 <p>計画を実行する段階で、生産または活動、製品またはサービスに変更があった場合は、該当部分をその都度改訂する。</p>	<p>組織は、次の事項を含んだ具体的な計画を策定し、文書化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な実施事項と日程。 環境目標達成に必要な資源。 環境目標達成の実行責任者。 環境目標達成期限。 環境目標の達成進捗の指標を含む結果の評価方法。 <p>環境目標を達成するための取り組みを、組織の事業プロセスとどのように統合するかを考慮すると共に、計画を実行する段階で、生産または活動、製品またはサービスに変更があった場合は、該当部分をその都度改訂する。</p>

7 支援

7.1 資源

ステップ1	ステップ2
<p>組織は、環境マネジメントシステムを確立し、実施し、維持及び継続的改善を行うために必要な資源^(*) ¹⁾を明確にし、利用できるよう用意する。</p>	<p>組織は、環境マネジメントシステムを確立し、実施し、維持及び継続的改善を行うために必要な資源^(*) ¹⁾を明確にし、利用できるよう用意する。</p>

【用語解説】

* 1 資源

「5.1 リーダーシップ」を参照。

7.2 力量、教育訓練

ステップ1	ステップ2
<p>組織は、環境目標を達成するための活動を確実に実施できる力量及び順守義務を果たすことに関わる要員への力量を持たせる。</p> <p>なお、実施した教育・訓練内容を記録する。</p>	<p>組織は、次の事項について教育の必要性がある対象者を明確にし、対象者全員に、次の事項の力量を持たせることを確実にし、実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 著しい環境影響要因に関わる業務を行う要員にとって必要な力量。 順守義務を特定、あるいは順守義務を果たすことに関わる要員への力量。 環境改善活動^(*)を通して環境目標の達成に影響を与える業務。 環境に著しい影響を与える可能性のある作業を行うすべ要員に必要な要件を特定した上で、手順に則した作業を行える力量。 <p>なお、実施した教育・訓練内容を記録する。</p>

【用語解説】

* 1 環境改善活動

環境に関する基本方針や環境目標を達成するために、環境パフォーマンスを向上（改善）させる活動のこと。

7.3 組織で働く人の認識

ステップ1	ステップ2
<p>組織は、環境に関する基本方針、環境目標を達成するための具体的計画を組織に関わる全員に認識させる。</p>	<p>組織は、組織に関わる全員に次の事項を認識させる。</p> <p>環境方針、環境目標及び具体的計画。 著しい環境影響要因及びそれに伴う環境に及ぼす影響。 環境改善活動で得られる成果と自らの貢献。 順守義務を果たさないこと及びHESの要求事項に適合しないことの意味。</p>

7.4 環境に関する情報のやりとり

ステップ1	ステップ2
<p>組織は、環境マネジメントシステムに関する組織外部との環境情報について受付け対応すると共に、環境情報のやりとりの結果は記録する。</p>	<p>組織は、順守義務を含む環境マネジメントシステムに関する次の環境情報について受付け処理する手順を定めて対応する。また、環境情報のやりとりの結果は記録する。</p> <p>組織内部のすべての階層及び部門間で環境情報を行う仕組み。 順守義務による要求に従って、関連する環境情報について組織外部との情報連絡を行う仕組み。</p>

7.5 文書化した情報

7.5.1 文書化

ステップ1	ステップ2
<p>組織はHESのステップ1の規格要求事項を満たし、環境マネジメントシステムを運用するのに必要な文書化した情報^(*)を作成する。</p>	<p>組織はHESのステップ2の規格要求事項を満たした文書化した情報^(*)を作成する。また、環境マネジメントシステムの運用及び環境目標を計画通り実施するため、組織が必要に応じて「規定」「手順書」類を文書化する。</p>

【用語解説】

*1 文書化した情報

文書化した情報とは、マニュアル等の手順及び記録を含む情報化した文書。

7.5.2 文書化した情報の作成及び更新

ステップ1	ステップ2
<p style="text-align: center;">規格の要求なし</p>	<p>文書化した情報の作成及び更新については、次の事項を確実に考慮し管理する。</p> <p>文書化した情報のタイトル・作成者・発行日。 文書化する際の形式及び媒体。 文書化した情報の適切性及び妥当性について適切な評価を行い、承認する。</p>

7.5.3 文書化した情報の管理

ステップ1	ステップ2
<p>文書化した情報(記録)は次のとおりとし、他の文書化した情報と区別でき、紛失・損傷を防ぐ方法で保管する。</p> <p>環境影響要因調査の記録 法的及び組織が同意するその他の要求事項の順守評価の記録 環境目標の記録 環境目標を達成するための具体的な計画の記録 力量の向上を目的とした教育と訓練の記録 環境情報について組織外部との情報連絡の記録 緊急事態が原因による環境への悪影響に対する準備と対応の記録 環境目標の監視及び測定結果の記録 最高責任者の評価の記録</p>	<p>文書化した情報は、次の事を考慮して管理する。 文書化した情報は、組織内で必要な時に利用可能な状態で管理されているようにする。 文書化した情報は、十分に保護されていること。 (機密保護・不適切な使用防止及び情報の喪失等)</p> <p>なお、文書化した情報(記録)は次のとおりとし、他の文書化した情報と区別でき、紛失・損傷・及び保管期限を定めて保管する。</p> <p>環境影響要因調査の記録 法的及び組織が同意するその他の要求事項の順守評価の記録 環境目標の記録 環境目標を達成するための具体的な計画の記録 力量の向上を目的とした教育と訓練の記録 環境情報について組織外部との情報連絡の記録 緊急事態が原因による環境への悪影響に対する準備と対応の記録 環境目標の監視及び測定結果の記録 監視及び測定した結果の是正処置の記録 環境に関する自己評価の記録 最高責任者の評価の記録 マニュアル等の変更記録(マニュアル内の改訂履歴)</p>

8 運用

8.1 運用の計画及び管理

ステップ1	ステップ2
<p>組織は、順守義務並びに規格要求事項を満たし、環境目標を達成するための環境改善活動を具体的に定め、実施する。</p>	<p>組織は、順守義務並びに規格要求事項を満たし、環境目標を達成するための環境改善活動の運用基準を定め、実施する。 必要に応じ、環境上の要求事項について、供給者に伝える。 製品及びサービスの輸送、使用、使用後の処理に伴う環境影響に関する情報提供の必要性について考慮する。</p>

8.2 緊急事態への準備及び対応

ステップ1	ステップ2
<p>組織は、環境に関する潜在的な緊急事態^(*)を想定し、有害な環境影響を防止または緩和するための対応策を定め、文書化する。</p>	<p>組織は、環境に関する潜在的な緊急事態^(*)を想定し、次の事項を踏まえて、対応策及び予防策を定め文書化する。</p> <p>緊急事態発生時に、有害な環境影響を防止または緩和するための対応処置を計画する。</p> <p>対応処置について可能な範囲で定期的にテストする。</p> <p>緊急事態発生やテスト^(**)後において、必要があれば対応処置を改訂する。</p>

【用語解説】

* 1 緊急事態

天災や事業活動による事故などによって、環境影響をもたらし得る状態、あるいは緊急措置を必要とする場合が発生することをいう。

* 2 テスト

例えば、緊急事態を想定した対応訓練や防災システムのシミュレーションなどをいう。

9 パフォーマンス評価

9.1 監視、測定、評価

9.1.1 実施及び運用項目の監視と測定

ステップ1	ステップ2
<p>組織は、環境目標の進捗状況を監視及び測定するための指標と実施時期を定め、実施しなければならない。監視及び測定の実施結果は記録する。</p> <p>また、環境目標に未達成があった場合は、改善対策を実施しなければならない。</p>	<p>組織は、環境改善活動のパフォーマンスを監視及び測定するための指標と実施時期を定め、実施しなければならない。監視及び測定の実施結果は記録する。</p> <p>監視及び測定に機器を使用する場合は、その精度が維持されていることを確実にする。</p> <p>また、環境目標に未達成があった場合は、改善対策を実施しなければならない。</p>

9.1.2 順守評価

ステップ1	ステップ2
<p>組織は、法的及び組織が同意するその他の要求事項の順守義務について、順守状況を定期的に評価する。必要な場合は処置をとり、それらの結果を記録する。</p>	<p>組織は、法的及び組織が同意するその他の要求事項の順守義務について、順守状況を定期的に評価する。必要な場合は処置をとり、それらの結果を記録する。</p>

9.2 自己評価
9.2.1 自己評価の実施

ステップ1	ステップ2
規格の要求なし	組織は、以下の項目を確認するために、環境マネジメントシステムについて自己評価を行う。 規格の要求事項及び組織が定めた取り決めに合っているか。 適切かつ有効に実施されているか。

9.2.2 自己評価プログラム

ステップ1	ステップ2
規格の要求なし	組織は、次の項目を含む自己評価プログラムを確立し、自己評価を行い、その結果を記録する。 自己評価の範囲と頻度。 自己評価のやり方。 客観性と公平性を確保するための自己評価員の選定と責任者。 前回の自己評価結果の考慮。 関連部門と最高責任者への自己評価結果の報告。

9.3 最高責任者による評価（マネジメントレビュー）

ステップ1	ステップ2
最高責任者は、組織の環境マネジメントシステムが継続的に適切、妥当かつ有効なシステムであるかを定期的に評価し、評価の結果を記録する。 最高責任者は、評価するために次の情報を収集する。 前回の評価の結果とられた処置の状況。 環境目標の進捗・達成状況。 順守評価の結果。 その他、最高責任者が必要と判断した情報。 最高責任者は評価結果に基づき、「環境に関する基本方針」、「環境目標」、その他「組織の環境マネジメントシステム」について見直しの必要がある場合は言及する。	最高責任者は、組織の環境マネジメントシステムが継続的に適切、妥当かつ有効なシステムであるかを定期的に評価し、評価の結果を記録する。 最高責任者は、評価するために次の情報を収集する。 前回の評価の結果とられた処置の状況。 環境に関連する課題、リスク及び機会の変化。 順守義務を含む利害関係者のニーズ及び期待。 環境目標の進捗・達成状況。 不適合 ^(*) 及び是正処置の状況。 順守評価及び自己評価の結果。 その他、最高責任者が必要と判断した情報。 最高責任者は評価結果に基づき、「環境に関する基本方針」、「環境目標」、その他「組織の環境マネジメントシステム」について見直しの必要がある場合は言及する。

【用語解説】

* 1 不適合

規格要求事項や法的及び組織が同意するその他の要求事項を満たしていないこと

10 改善

10.1 改善の取り組み

ステップ1	ステップ2
組織は、環境マネジメントシステムを改善するための取り組みを実施しなければならない。	組織は、環境マネジメントシステムを改善するための取り組みを実施しなければならない。

10.2 不適合があった場合の是正処置

ステップ1	ステップ2
規格の要求なし	組織は、不適合があった場合、その事実や原因の調査を行い、再発を防止するための是正処置を行わなければならない。是正処置を行う手順を文書化し、実施した内容を記録する。また、是正処置は、その問題の大きさに見合った内容でなければならない。

10.3 継続的改善

ステップ1	ステップ2
組織は、環境パフォーマンスを向上させるために、環境マネジメントシステムを継続的に改善しなければならない。	組織は、環境パフォーマンスを向上させるために、環境マネジメントシステムを継続的に改善しなければならない。

北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）
システム規格書（3版）

2018年6月



エイチ・イー・エス推進機構

[事務局：北海道商工会議所連合会]

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター

TEL (011) -241-6733 FAX (011) -231-0726

<http://www.hokkaido.cci.or.jp/hes/>